防府市自治基本条例 新旧対照表

新(改正後)	旧(改正前)
(省略)	(省略)
(総合計画) 第13条 市長は、本市における最上位の計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画を、この条例の趣旨に沿って策定しなければなりません。 2~4(省略)	(総合計画) 第13条 市政の運営の指針となる基本構想 とこれを実現するための基本計画(以下「総合 計画」といいます。)は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。 2~4(省略)
(省略)	(省略)
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第13条第1項の規定は、施行日以後に策定される総合計画について適用し、施行日以前に策定された総合計画については、なお従前の例による。	